

災害時の保険給付金申請のながれ

1, 被災状況の写真を撮る

- ・損害個所を全体的（大）／半全体的（中）／詳細（小）に撮影
(弊社が現場調査を行った場合は担当者が写真を撮っています)

必ず応急処置前に撮影してください

2, 修繕施工会社に現場調査の依頼

(自身が加入している保険契約を確認します。契約内容によって、どのような自然災害がカバーされているか、給付の条件や額が定められています)

3, 加入されている保険会社の担当者に連絡する

4, 保険会社調査員による現場調査が行われる

(保険会社によって被害写真のみの場合があります)

(保険会社または災害の規模によっては“罹災証明書”が必要な場合があります)

* 罹災証明書の発行は各市町村役場で申請できます*

5, 保険会社に修繕施工会社からの見積書を提出

6, 保険会社による被害評価確定

(給付金額の確定)

7, 保険金の給付

(保険金の給付時期は保険会社によって異なることがあります。一般的には、保険会社は被害状況の評価や手続きの完了後、なるべく早い段階で給付を行うよう努めますが、それでも処理に時間がかかることがあります)

8, 修繕工事着工

(施工会社が保険会社との交渉が必要な場合があります)

9, 修繕工事完了後、施工会社からの工事完了証明書または報告書が提出される

(通帳のコピーまたは領収書)

10, ⑨で提出された書類を保険会社に提出する

(修繕工事が適切に行われたことを示す写真や書類が含まれる場合があります。これにより、保険会社は修繕が保険契約に基づいて行われたことを確認し、給付の完了を処理することができます)

一工務店株式会社

〒672-8035 兵庫県姫路市飾磨区中島 414-88

TEL : 079-262-6697 FAX : 079-262-6697

E-mail : makoto-262-6697@outlook.jp

HP : <http://makoto-2626697.jp/>

*特に大規模な自然災害が発生した場合、多くの被害が一度に報告されるため、保険会社の処理能力が限られる可能性があります。その結果、給付までの時間が通常よりも長くなることがあります。また、被害状況の調査や評価に時間がかかる場合もあります。ただし、保険会社は契約者に対して適切な情報提供を行い、給付に関する進捗状況を適切に伝える義務があります。加入者は、保険会社からの通知を待つとともに、必要に応じて保険会社に問い合わせることができます

*手続きや給付の流れは保険会社や契約内容によって異なる場合がありますので、具体的な手続きについては加入している保険会社に直接お問い合わせください。

*上記、大まかな流れですので具体的な要件や手続きは保険会社や契約内容によって異なるため修繕工事が完了した際に必要な報告については、保険契約書や保険会社の指示に従う必要があります。給付手続きを円滑に進めるためにも、保険会社に問い合わせて正確な情報をご確認ください。

*火災保険は地震以外の災害種が広くカバーされています。自然災害によって被災したと感じた時は保険の契約内容をご確認ください。

地震災害の場合は火災保険とは別途“地震保険”への加入が必要です。

*保険の給付は該当の災害による被害のみです。経年による修理は含まれません。

- 被害個所の記録撮影
- 修繕施工会社へ現場調査依頼
- 加入保険会社へ被害調査依頼
- 署名証明書の発布（各市町村役場発行）
- 工事完了証明書（修繕施工会社発行）
- 加入保険会社へ各証明書提出

